

学校において予防すべき感染症および出席停止期間(学校保健安全法第18条・19条)

	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新 感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザおよび新型 インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解 熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症 状が軽快した(解熱剤を使用せずに解熱 し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある)後1 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫 脹が発現した後5日を経過し、か つ、全身状態が良好となるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症 状が消退した後2日を経過するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	風しん	発しんが消失するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5 日間の適切な抗菌薬療法が終了す るまで
	結核	病状により学校医その他の医師に おいて、感染の恐れがないと認め るまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 <u>その他の感染症(※)</u>	

※学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合には、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。出席停止の指示をとるかどうかは、流行状況等を考慮して判断する必要があり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

例) 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病 等

参考) 学校において予防すべき感染症の解説(令和5年度改訂)日本学校保健会